きたのか。 紹介します。 上で貴重な参考となる文献 ゐるこの問題 0 に 指名はどのやうに行はれて なされるべきか、 神 社 本庁の総長選任がいか を明らかにする ま課題 また、 に なって そ を

ふ小冊 それは 若木庁舎によせ 子です。 『神社本庁 こてー の 四 十年 とり

になるものです。 昭 で神社本庁調 和六十二年三 月 査 部 + の 一 日 編 集

覚えてゐる。

その 体されるにあたり、 ただいて纏められた小冊子で、 での業務を経験された方々に、 旧 庁舎となった若木庁舎が解 、思ひ出などを寄稿してい 神社本庁です。 の代々木庁舎が完成し、 若木庁舎

二期つと の 中に、 が 総 掲載さ められた金子安平氏 長を助けて副 昭和四十九年か れ てゐ います。 配総長を

音

され、 統 つ した金子副 理様が か ے り表現されてゐます。 の 時は その突然 総 ま 総長 長 だ、 の の副 気指 統 総 A持ちが 理 名に驚愕 長 は を指 法 人 L 名

経て、 代表役員となってからと昭和五十一年の改正で総 たが、 が指名する。 務総長 で規 務 理 庁規第十二条 %定され 事のうちか は で 」となってゐて、 と称 b てをります。 役員 あ ý, L で総長 ら、 てゐ 会 0 規

の

議 定

統

理 を は

本庁庁舎よ、 さらば

に

そこに

は、

評議員会で新た

選任された役員会において、

れ

が

神

社

本

の

伝

統

的

な

同じ

が

半世紀、その間の思ひ出多い中の二つ三つを記したいと思ひます。 本庁庁舎と私との関連は昭和十六年五月十四日全国神職会評議員として登録されてから現在まで

長に篠田康雄・ 昭和四· 副 総長指名にビックリ 十九年五月二十五日、 副 総長に金子安平」と指名され 新館三階に於て初役員会が開 た。 突然の事 とてビックリ かれたその席上、 仰 佐々木 天井が揺 統理 様 ら から € √ だの を

全力投球する心算であった。 旧官社より総長、 旧民社から副総長と云ふ訳でもあるまいが私は篠田 以来二期六年、 総長の暖かい御指導は今でも感動を与へてゐる。 総長の意を体して本庁運営に

北白川総裁様御逝去

れた。高貴の方の御事に近く奉仕するのは恐懼の至りで身も心も緊張の連続であった。場にてご葬儀。この御儀は宮内庁主管、明治神宮主祭、神社本庁、伊勢神宮はお力添 間もなく総裁様には宮内庁病院にて御薨去遊ばされ、八月十三日御火葬、二十 神社本庁、伊勢神宮はお力添へにて奉仕せ ·四 日 午后 時 青山· 5 斎

しい甘さは今猶鮮やかである。 卑しい事ではあるが、 御通夜 の時故宮様お好みとか伊勢の赤福餅をお下げになられ たの が、 そ の 優

庁庁舎一階通路に置かれた爆薬が突然爆発し、 大騒ぎとなった。 全国 の 神社総代会大会が山形市民会館 爆風 は 統理室を直撃し 私は前夜帰京、 た。 幸 ひ 当日登庁、 で開催された翌日 にも統理 爆発寸前に現場を通って副総長室に入った直後の大爆 財務部は白煙にまかれ、 様 総長は山形にをられたので無事 留 和五十二年十月二十七日) ドアのガラスは で あっ 午前 粉っぱみぢん た。 · 時 半 略 本

のです。統理による総長の指名の形な

が波ト ら 移 局 長の 転 吉田 れました。 上宮宮 の 小 代々木での 玄蕃氏が の ·職責で本庁に戻ってを 業務を支へるべく事務 氏は沖縄の本土復帰後、 時 司に 0 冊 事 子 書かれてゐます。 転任され 務 0 5新庁舎建設と転任されました 局 あ とが で あった き

於ける一 全の歴 Þ L ま の 切であ て明日 す。 歴史をしっかりと踏まへて、 その「あとがき」には、「こ に 神社の本庁に対する負荷 歴 背くことの か ねば 史の新 る」との記 | との記述もありはならぬとの思ひの一頁を我々は創 無き様、 述 そ

か 頼負 荷 明白でありませう。 全 0 玉 かに 神社 背 らかぬ」 して得 0 本 庁 責任と信 5 れ る 0

そこにこそ神社本庁 確立される筈です。 0 信頼 L ある役員人事を、 の示される公平 てゆきたいも 性 の確立 を の信 の 、 で 早 目 性 指

臨時評議員会の開催を

のできない評議員会であったと思はれます。しかし、この統理様の御意志に叶ふやうな結果を見いだすこと性と公平性を確保しなければならないとの見解を表明されました。統理様には冒頭のご挨拶で、庁務運営を抜本的に見直し、透明前号の会報で十月の定例評議員会の概要をおしらせしました。

とが必要でありませう。の解決には、裁判所に委ねることなく、神社人が自ら道を開くこ現状の問題を解決せねばならぬのは不可欠の課題です。また、こ次回の神宮式年遷宮に向けての諸活動が開始されるまでには、

はしてゆくべきではないでせうか。 そのためには、早急に臨時評議員会を開催し、十分な意見を交

理様のご挨拶もそのことに触れられました。(評議員会での発言(牧野議員)にもありましたし、閉会での統(

じます。
広く輿論を興し、臨時評議員会の早期開催を期して参りたく存

直接に本庁当局にお寄せいただければと存じます。 会員の皆様には、この要望を各地元の神社庁を通じ、あるいは

賛同会員のご意見

大星将臣

経営倫理士

てコンプライアンス運営につ

61

罰 評 統議 理 員 は 会冒 庁 務 頭 運営 0 統理挨 に 拶 透 明 で

てまゐりま

a せ う。

の下、一致団れています。 と評議 るべき姿) が示されてい よる強力なコミット ことの 性 と せられてい これまでにも、 員会唯一 重要性 公公 致 団 に神社 ち 平 ・ますが を三度 それ 性 の 鷹司 ピ 本庁のあ て確 を芦 て を ジョ ・メント E 確 統理に その 原 保 、ます。 保 せよ長 べら する ビは

> が重 最適なト 5 要です を ま ッ とめ を 7 実現 する する 0 か に

外取締役)からトップを説得者(企業であれば監査役やない場合は外部弁護士や有いるがあり、それらが機能内にコンプライアンスの担 を開いたりして改善を図る部の方々を対象にした研修の設置に取り組んだり、上ただいた上で、内部通報制 ありません。 祥 事 組 織 健 を未然 内の 全な会社 風通 に 界も無関 防ぐため し 法 を良 人 で くし あ 報制 や有 係 「るも 修 能 b では 上 Þ 担 得 社 会 層 度 識 € √ L

当時の石井研-二四日)宗教: 二四日)宗教: りも り、これらは ただきたい」と述べられてお ンタビリティーを実現してい ディスクロー です。 より適 正 法人 ジャー な 士会長は 令和 般的 ガバナンス、 審 な社 、アカウ 議 几 一今よ 会でも 年 会的 月

くな 築しよう め てコン な 現と 芦 ・プライ 組 原 会的に 0 アン 理 ガ 7 ナン ス運営を進 る は 恥 腹 、スを構 ずか を じ し つ

プライ 行 0 ア ラ 側 ンス Ź b Ħ ス 題 本 運 で 中発言 す は 組

じ 多 Ź コン の 制 0 回われているのは 一般市民が旧な に反する行為 に反する行為 に反する行為 に反する行為 倫 理 観です。 ま 為 の宣 は 統 神職 す。 に同るなり

報 度に つ て

が度 れ権的 早急 を理 て い行 ますの に求められます。 解 は通 した相談 運 ので、 報制 営 「や濫 ても 窓 内も用部間的 用に ょ る の 通 題 な 設報 徳 恋意

み上 み は でも これ な げ < あ 風 は 神 ります。 通 社 不 通しをよくする仕組社界全体の意見を汲不祥事の抑止だけで 界全体

すた 61 いのは、頭数合わせここで決してして 見掛 け な ら 全 さ 「えば 誰 の 部 b n 利 そう せ て 用 の に は な 設 L 用 な ま人でき ま 置 始 5 な で

> 切 ラ た Ź で す。 ンの b が 相 確 立 談 をするこ し Þ す とへがル 大

も繋がります。 5 か そ に なり改善 15 より 隠 を れ 図た 図ることにに問題も明

は を

さ

7

ますが

その

見えてきません。

内 なります。 で組 織内 穏便に に解決する手段に.で起きたことを組 b 織

ございました。 て 会 辞 報 お 取り纏 議 拝受致しました。 世 員 話 会 に 大 猿渡 めい なってお の内容につきま 魂神: ただき有難 社 ります。 権 宮 うし 司

会議が行われていることに一神職同士でこのような内容の内容を見て唖然としました 葉も、 い清 ま 氏 先 (が行われていることに)同士でこのような内容 月 ありませんでした。 の の講演 われていることに言 とある会合で田 を聴 やく機会がござ会合で田中に た。 ざ 恆 の

次宮 中 れ で の るように 事を常 \mathbb{H} 中 氏 に は 考 日 え 本 日 式 不人は、年遷

> 仰い って イその 慮 ま深 精 13 が , 民族 神に 則 和 ある。 って、 を 保 しって

い社 です。 界の 和 を 保 いってい ただき た神

存のいが 信頼は失い このまま する 墜して 上 程層 神の € √ くも 社 方 、ものと に界全体 の争 の

存じます。 十年後、二十年後、次の世代が活躍すべき時、果たして代が活躍すべき時、果たして神社界はどうなってしまうのでしょうか。 世界の政情不安や昨今の宗教界への厳しい目がある中で、 一刻も早い神社本庁の正常化を願うばかりです。

が参 加是 乱 文失礼致しました。 催されることを望みます。 可 はな形で臨時評議員会神社本庁顧問参与も

を で の る 員の で 意見

匿

般は 崇敬者 じめまして。 で はありますが 般崇敬 ご縁を賜 9, 御

賛同

* 繋がりますから** 蒲 溢 會 れ る に 賛同 神職さまよ 支えすることに を表明すること で、とあ 動かれ て 下 る 正 さ

人ながら多くの神社関係者を伺っております。私も一統理様のお人柄の素晴らし続ったのである。私も一手向けたく存じます。 せん 表立 が、 つって動 越ながら気 、柄の素晴らしさ くことは あ 方をを 一般 来 り、 0 ま

を汚す様は憐れで を汚す様は憐れで を汚す様は憐れで かわしい限り がみつき、 ないに走るあまり見境なく 方々とご縁があります。 晩なり 汰 K 嘆 私は

仕組 大切ですれる稲穂の氏におかれる。 みですね。 す に ですね。暫定総長の大きな浄めは始 熱き志 かな ず、 れ 期 まし 今後の期は 、ます 実るほ ては て Ĺ 神 芦 ど Š 々 り は 初 原 が ま 潔 頭 心長 お聞 ず。 さが垂 さ を忘 氏 田 0) 0 中お

総体としての 推戴人 神社本庁 宗教法人 神社本庁 評議員会 宗教機能も含め 伝統継承した業務 世俗の業務 総長 役員(理事・監事 憲章 庁規 庁務を総括 補佐と責任 本宗奉賛 大麻頒布 階位授与 身分認定 本庁幣 承認事務 経理ほか 法人業務 な、 の 会 下 機 産 組 現 表 を て 2

神 庐 統の 理組 の織 総。 長機指名と

となりま

味 に ょ ま ŋ 0 し 統 図 た 理 は 様が、 会 報 0 総改第 長 め 匹 てこ 指 号 名 で の 4) の 意図掲

が 神

つき 解説 いします。

統 あります。 「**神社本庁」**に、 理様 の の二つの四 もとで 概概 念念

果たす組 L 伝 持 た する 仰的 は 織 的 神 図 です。 本 社 で 来 は 以 の 神祀 役的 を 体 下 割 機継 と で 1 を 能承

現した 能 管 織 した部 を を 理 法 担 等 人運 格 |営 Š 0 機構です。(「する 分図 を 保持 で、 は に ば 0 は 第一 世 に 薄 俗 必 茶 以的財 要 の で

で 務 り、 決 一およびで 評 定・ 議 議 員 執行 決 人を含 会 機 な 2 関 に 係 の む 5 は は両 び 評 は 議組 に 面 役 0 会織業 員 ح

ます なく 組織 とし 総 て ② ては 長 が 0 中 は なりません。 に 宗 ح 0 内 包 神教社法 の 2 ささ の業庁の 業 れ 務は①表役 務 る b 1 0 0 L で 員

(1) そし て の 業務 を行ひます。 の 総長および役員 中でも統理 を 補 は、 佐

1 の の な 名

で内負なの、容から信 務 です 容 \mathcal{O} 5 ح は、 神 ま ず 0 社 す の 統 本 法 b の 人業務 しかも、 理 ځ 業 庁 で行 の に 務 根 対 は して 幹 ょ は その業務 とな な 責 け 任れ る 統 業 \mathcal{P} ば理

けの 信 この て総長となります。 任 業務 に足るもの 0 ため が に 指 は 名 統 を 受 理

代表役れ で の す。 です 表役員を 1 0 0 たもの 組 1 織 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 兼 0 飛ねることとなるのが、②の機構の なか 組 織 で が 優 先 長 な に 0 の指

ははこ く法 なく、 統 の の法 れるからなのです。 指名 例 理 人 指 規 外 名と ① の が 規 則 2 定 た 組織 L とし る庁 の 機 て 構 ゐ て の 規 な 万. 0 る が b か 選 法 は で の で で 行 な人

\$ 組 での 2 議)の機 員 選任 会に 構 上です。 おけ では Ź な < 統 理 選 1 0 任

全会 一致の推挙の意

全 れ ます。 L かも、 致 伝 ょ 統的・慣例 り 統 理は 推 的 戴 さ

統 を表明することを意味します。 理 ح に れ 全権 委任 の 組 L てゐ に お ること 7 は、

社界の真姿を顕現しよう

神宮崇 する上 ます ぐこと の国 13 ここに て 伝 家 の 統 0 宮 一で不可 宗 神 の 敬 皇 を 本 できる の 社 大御 室 欠 と 祀 神 とするこ 心 なこ 神 理 の を 7 根 念 通 社 を と 神 し 0 関 です を て 社 11 ただ つな あ 係 ŋ 承

社祭祀 する統 の 寸 否定となります。 ح 体 とし 0 やう 0 理 7 0 の 本 権 な 神 理 役 威 社 割 0 否 並 本 庁 定 性 \mathcal{U} に は 0 組信 織 仰 神 有

と

を

とで、 過去に 先された 用されてきました。 評議 置 なくては 理 全 員 口いても 会が の 総 全幅 長 致で なりま その 名推 の やう 戴 信 せん し は 頼 た 最 0 し、 以 運 優 b

は なりません。 現 在も今後もさうでなく 7

に の **言語道断**(は ŋ Í も議 任の時には **配の指名強** 席 15 たは、 り て 役 員 決 席

を がぬな が起加 甚 強 本 0 来 立 な 5 統 すること を で いことです。 理 b 役の つ て、 員 総 7 など本 飛を 長 推 指 統 戴 辞 理 名 に する従 に 指 転 同 倒 名 0 は